

随意契約理由書

1 案件名称

中浜流注場 脱臭設備保守点検業務委託

2 契約相手方

クボタ環境サービス株式会社

3 随意契約理由

本保守点検業務委託は中浜流注場に設置の、生物処理脱臭装置及び活性炭脱臭装置の保守点検を行なうものである。

当該生物処理脱臭装置及び活性炭脱臭装置（以下脱臭設備）はクボタ環境サービス株式会社が設計・製造したものである。

保守点検に関しては単なる個々の機器の点検だけではなく、脱臭設備全体の能力に関わる特性を理論的・経験的に十分把握したうえで行なう必要がある。

また、今後の性能を維持するための所見においても、本脱臭設備の設計・製造を行なったクボタ環境サービス株式会社でなければ、責任を持った報告を行なうことができない。

このような条件を満たすためには本機器を設計・製造したクボタ環境株式会社以外では本保守点検に対して技術面での対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から、既設設備等に著しい支障が生ずる可能性があること、また保守点検後の性能に対して保証ができないことから、本保守点検に対し一貫して責任を持たせることができる業者はクボタ環境サービス株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 施設部 施設管理課 （電話 06-6630-3374）

随意契約理由書

1 案件名称

中浜流注場受入槽・貯留槽等の清掃業務委託

2 契約相手方

大阪府衛生管理協同組合

3 随意契約理由書

- (1) 同協同組合は、中小企業等協同組合法に基づく法人格を有する事業主体であり、大阪府下の組合員の行うし尿浄化槽の清掃及び維持管理等の協同受注や組合員の行うし尿くみ取りの受注のあっせんを行う等、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な協同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、その経済的地位の向上を図ることを目的として設立されたもので、大阪市が許可しているし尿等の収集運搬業許可業者（28社）は、全て同協同組合の組合員である。
- (2) 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の目的（第1条）「下水道の整備等によりその経営の基礎となる諸条件に著しい変化を生ずることとなる一般廃棄物処理業等について、その受ける著しい影響を緩和し、・・・その実施を推進する等の措置を講ずることにより、その業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理に資することを目的とする。」の主旨に基づき、市町村は、下水道の普及進捗等に伴い、し尿収集対象家屋が年々減少している実態に即して、地域によるし尿収集対象家屋数の差から生じる業者負担を軽減するためにも、一括して適正な処理が出来るようにする必要がある。
- (3) 組合員を相互に調整することにより、業務に必要となる専門的な技術・機材などの手配を円滑に行うことができる。

以上の理由により、中浜流注場受入槽・貯留槽の清掃業務委託について、随意契約とする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局事業部事業管理課（電話番号 06-6630-3238）

随意契約理由書

1 案件名称

西北環境事業センター外4ヵ所 給湯用温水ボイラ点検業務委託

2 契約相手方

株式会社日本サーモエナー

3 随意契約理由

当該点検業務の給湯用温水ボイラは、株式会社日本サーモエナーが独自の技術により設計・製造したものであり、今回の点検業務については、製造者独自の技術による温水ボイラ構造、使用部品等に加えメーカー封印箇所部の点検を行う必要があり、温水ボイラの特質を理論的・経験的に十分把握した上で行なう必要がある。

このような条件を満たすためには、温水ボイラを製造した会社以外では整備技術面での対応が不可能であり、既存機器と密接不可分の関係から既存機器に著しい支障が生じる可能性があること、また点検後の性能・作動状態・安全性（製造物責任）に対して保証することが出来ないことから、本点検業務に対して一貫して責任を持たせることができる業者は製造者である株式会社日本サーモエナーのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局施設部施設管理課（電話番号 06-6630-3374）